

第 1 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,582,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 923,436,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 3,862,296	千円 22,500	千円 3,884,796
	1 負担金	3,228,854	22,500	3,251,354
2 国庫支出金		179,405,869	8,812,439	188,218,308
	1 国庫補助金	134,721,083	8,803,497	143,524,580
	2 国庫委託金	1,744,584	8,942	1,753,526
3 寄附金		348,566	5,000	353,566
	1 寄附金	348,566	5,000	353,566
4 繰入金		59,946,363	2,391	59,948,754
	1 基金繰入金	59,720,380	2,391	59,722,771
5 繰越金		1	410,411	410,412
	1 繰越金	1	410,411	410,412
6 諸収入		69,317,642	103,976	69,421,618
	1 受託事業 収入	2,479,300	3,039	2,476,261
	2 雑収入	8,740,621	107,015	8,847,636

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		80,139,000	226,000	80,365,000
	1 県 債	80,139,000	226,000	80,365,000
歳 入 合 計		913,854,167	9,582,717	923,436,884

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		47,271,819	2,452,786	49,724,605
	1 総務管理費	19,266,311	145,483	19,411,794
	2 企画費	12,101,534	597,497	12,699,031
	3 市 町 村 振 興 費	4,356,889	1,631,000	5,987,889
	4 選挙費	1,771,296	4,755	1,776,051
	5 防災費	1,935,641	58,785	1,994,426
6 人 員 委 員 会 事 費	165,085	15,266	180,351	
2 民 生 費		107,994,546	1,269,850	109,264,396
	1 社会福祉費	59,630,988	1,134,562	60,765,550
	2 児童福祉費	42,655,392	125,535	42,780,927
	3 生活保護費	4,909,094	8,503	4,917,597
	4 災害救助費	799,072	1,250	800,322
3 衛 生 費		122,231,444	1,137,916	123,369,360
	1 公衆衛生費	107,293,572	1,011,389	108,304,961

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 環境衛生費	12,131,357	75,919	12,207,276
	3 医薬費	1,207,068	50,608	1,257,676
4 農水産業林費		64,050,335	1,512,966	65,563,301
	1 農業費	18,014,639	574,004	18,588,643
	2 畜産業費	1,900,165	571,570	2,471,735
	3 農地費	22,117,966	135,729	22,253,695
	4 林業費	16,312,040	5,000	16,317,040
	5 水産業費	5,705,525	226,663	5,932,188
5 商工費		68,967,135	1,354,055	70,321,190
	1 商業費	59,302,875	55,606	59,358,481
	2 工鉱業費	7,649,254	238,369	7,887,623
	3 観光費	2,015,006	1,060,080	3,075,086
6 土木費		92,489,243	128,400	92,617,643
	1 土木管理費	2,850,505	5,400	2,855,905
	2 港湾費	4,891,692	123,000	5,014,692

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 警察費		39,936,649	229,227	40,165,876
	1 警察管理費	35,556,860	228,027	35,784,887
	2 警察活動費	4,379,789	1,200	4,380,989
8 教育費		140,762,286	1,480,619	142,242,905
	1 教育総務費	28,953,982	923,865	29,877,847
	2 特別支援 学 校 費	14,267,674	60	14,267,734
	3 大学費	1,347,604	60,573	1,408,177
	4 社会教育費	2,755,530	46,859	2,802,389
	5 保健体育費	1,856,527	449,262	2,305,789
9 諸支出金		104,384,252	16,898	104,401,150
	1 繰出金	18,196,945	1,691	18,198,636
	2 自動車取得税 交 付 金		15,207	15,207
歳 出 合 計		913,854,167	9,582,717	923,436,884

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 河川等災害関連事業 (佐敷川藍川堰) 芦北町	令和6年度	千円 380,000
2 藤崎台県営野球場照明塔設備改修工事 熊本市	令和6年度	709,149

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和9年度	千円 307,273	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	千円 536,395
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	268,397 35,232 1,928 1,716		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	314,998 81,833 48,529 48,317 42,718
2 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,141,690	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	2,142,259
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,209 386,948 377,893 373,345 304,439 174,856		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,331 387,070 378,015 373,467 304,520 174,856

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>身体障害者 福祉センター 整備事業費</p>	<p>千円 9,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾建設国庫補助事業費	千円 375,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を含め30年以内	千円 364,000			
障がい者福祉施設整備事業費	19,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	103,000			
児童福祉施設整備事業費	23,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他	借り入れる資金について、	満期一括償還等	24,000	(補 正 前 に 同 じ)		
清水が丘学園整備事業費	327,000	の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	323,000			
県営体育施設整備事業費	123,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	当該見直し後の利率)		270,000			
計	867,000				1,084,000			